

大分県両立応援給付事業実施要綱

(目的)

第1条 雇用保険から支給される育児休業給付金は、休業開始前の賃金により算定されるため、育児短時間勤務から続けて次の子を出産し、育児休業を取得する場合、通常勤務から育児休業を取得する場合に比べ給付額が低くなる。

このため、通常勤務の賃金水準による育児休業給付金との差額相当分を支給することで、短時間勤務の活用を促進し、希望する子どもの数の実現を後押しする。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は交付対象者とする。

(交付対象事業)

第3条 給付金の交付対象事業は次に掲げるとおりとする。

(1) 育児短時間勤務から続けて次の子を出産し、その子の育児休業を終了した後、令和元年10月1日以降に職場復帰したもの。

ただし、育児短時間勤務から次の子の出産をするまでに、通常勤務になった場合であっても交付対象とする。

(交付対象者)

第4条 大分県両立応援給付金(以下、「給付金」という。)の交付対象者は、次の各号の全てに該当する者とする。

(1) 大分県内に在住していること。

(2) 育児短時間勤務中の給与が、通常の労働時間で勤務した場合よりも減額されており、通常の労働時間の場合と比べ、雇用保険から支給される育児休業給付金に差額が生じていること。

(給付金の交付等)

第5条 給付額や申請方法及び交付方法など、給付金の交付にかかる事項については、別途定める大分県両立応援給付金交付要綱による。

(県事業への協力)

第6条 交付対象事業者は、県が行う子育てと仕事の両立を促進するための広報・啓発に努めるものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に知事が定めるところによる。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。